

投票の方法

①投票所入場券で受付

持参した入場券を係員に渡す。
受付後に入場券を受け取り、②に進む。

②選挙人名簿への登録の確認

入場券を係員に渡す。
確認後に入場券を受け取り、③に進む。

③選挙区の投票用紙の交付

入場券を係員に渡す。確認後に入場券と
選挙区の投票用紙を受け取り、④に進む。

④投票記載所で投票用紙に記入（選挙区）

候補者の氏名を投票用紙に記入し、⑤に進む。

⑤投票用紙を投票箱へ

投票用紙を投票箱に入れ、⑥に進む。

⑥比例代表の投票用紙の交付

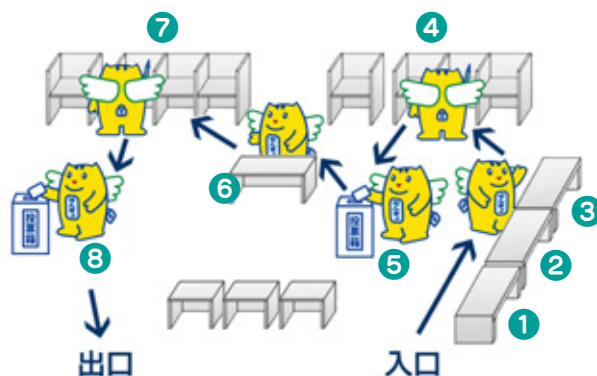
入場券を係員に渡す。比例代表の投票用
紙を受け取り、⑦に進む。

⑦投票記載所で投票用紙に記入（比例代表）

比例代表の候補者の氏名または政党等の
名称もしくは略称を投票用紙に記入し、
⑧に進む。

⑧投票用紙を投票箱へ

投票用紙を投票箱に入れる。



◇代理投票・点字投票

けが等により字を書くことが困難な人は、
係員が代わりに投票用紙に記入します。
また、点字投票を希望する人は、投票所
で係員まで申し出てください。

◇知っていますか？不在者投票

県の指定を受けた病院や老人ホーム等の施
設に入院・入所中の人、出張等で市内にい
ない人、重い障がい等で郵便投票を利用す
る人は、不在者投票ができます。詳しくは、
お問い合わせください。いずれの場合も、交
付申請の手続きに時間を要しますので、で
きるだけ早く手続きを済ませてください。

参議院比例代表選挙に「特定枠制度」が導入されます！

参議院選挙は、各都道府県の区域を単位とした「選挙区選挙」と、全国を単位とした「比例代表選挙」があります。これは衆議院選挙と似ていますが、衆議院の比例代表選挙の場合は「政党名」しか書けませんが、参議院の比例代表選挙では「候補者名」または「政党名」を書いて投票することができます。これまで、参議院比例代表選挙では、政党が候補者の名簿順位を決めることはできませんでした。そこで、全国的な支持基盤を有するとまではいえませんが、国政上有為な人材が当選しやすくなるよう、政党が「優先的に当選人となるべき候補者」として名簿に記載することができる「特定枠制度」が導入されます。

Z 党 比例代表選挙の候補者名簿

候補者 A, 候補者 B
候補者 C, 候補者 D

特定枠の候補者

第 1 位 候補者 E
第 2 位 候補者 F

投票

【Z 党の当選人が 4 人の場合】 当選順位

◎ 第 1 位	特定枠の候補者 E	当選
◎ 第 2 位	特定枠の候補者 F	当選
◎ 第 3 位	候補者 A…20 万票	当選
◎ 第 4 位	候補者 B…15 万票	当選
×	第 5 位 候補者 C…12 万票	落選
×	第 6 位 候補者 D…10 万票	落選

※特定枠の候補者を名簿記載順に当選人とする。特定枠以外の候補者は、得票数の多い順に当選人とする。